狭あい道路拡幅整備事業にお申し込みいただく皆様へ

**令和６年度の委託及び助成金に係る提出物の**

**提出期限を下記のとおりとします。**

日頃より静岡市の狭あい道路拡幅整備事業にご協力いただきありがとうございます。

さて、狭あい道路拡幅整備事業は国からの交付金により実施しており、令和３年度までは３月末に事業費の確定を行っていましたが、令和４年度以降は国からの要望により２月中旬までに事業費の確定を行わなければならなくなりました。

そのため、下記のとおり事業費に関わる提出物は、令和７年１月31日までにご提出いただくようお願いしたく存じます。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力のほどお願い致します。

記

1. 土地家屋調査士の皆様にご提出いただくもの

**境界確定協議等業務における出来高報告書、出来高計算書及び成果品**

* 期限である令和７年１月31日までに境界確定業務が完了しない場合でも、年度内における資料収集等の成果品をご提出いただくため、発注を受けたすべての土地家屋調査士の皆様が対象となります。
* 提出期限が早まることにより１回の発注における委託期間が短くなってしまいますので、令和３年度までは同一の業務における発注回数の限度を『２回』までと定めていましたが、令和５年度は『３回』までに変更することで、委託期間が長くなるよう努めさせていただきます。

（２）申請者、申請代行者（行政書士又は建築士）の皆様にご提出いただくもの

**助成金等交付申請書（添付書類を含む）**

※　期限である令和６年１月31日以降に申請書をご提出いただいた場合は、令和６年度に

助成金をお支払いさせていただくことになりますので、ご了承ください。

|  |
| --- |
| 問い合わせ先　静岡市都市局建築部建築安全推進課狭あい道路係担当　榊・望月電話　054-221－1238 |

（３）提出期限：令和７年１月31日